

## うなぎ稚魚漁業許可の事務取扱要領

宮崎県農政水産部

宮崎県漁業調整規則（令和2年10月19日宮崎県規則第51号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業許可の事務取扱については、規則、うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針（以下「方針」という。）で定めるもののほか、この要領で定める。ただし、当該漁業のうち、小型定置網又はふくろ網により行う場合は、この要領を適用しない。

### （申請の経由機関）

第1 許可を受けようとする者は、漁業管理課へ申請書類を提出するものとする。ただし、共同漁業権漁場の全部又は一部が含まれる操業区域について申請を行う場合は、当該漁業権漁場を管理する漁業協同組合（以下「管理漁協」という。）を通じて県に申請書類を提出するよう努めるものとし、共同漁業権漁場が含まれない操業区域について申請を行う場合は、当該操業区域の所在する市町を通じて申請書類を提出するよう努めるものとする。

### （申請及び届出の様式並びに添付すべき書類）

第2 申請及び届出の様式並びに添付すべき書類を次のとおり定める。

（1）規則第11条第1項の規定による許可に関する申請書の様式 様式第1号

#### ・添付書類

ア 住民票（本籍地が記載されたもので、許可の公示を行った日から起算して3月以内のもの）

イ 顔写真（2枚。原則縦3cm×横2.5cmの大きさとし、公示日から起算して6月以内に撮影したもので、裏面に氏名を記入したもの。）（ただし、1枚は住民票に貼付して提出すること。）

ウ 道網を使用する場合は、当該道網の展開図

（2）規則第27条第1項の規定による許可証の書換え交付に関する申請書の様式 様式第2号

#### ・添付書類

ア その事実を証する書面（写しは不可。）

イ 顔写真（1枚。第2（1）イと同様）

（3）規則第28条の規定による許可証の再交付に関する申請書の様式 様式第3号

#### ・添付書類

ア 顔写真（1枚。第2（1）イと同様）

（4）方針第9第2項第1号に掲げる特別な事情に関する届出書の様式 様式第4号

#### ・添付書類

ア その事実を証する書面（写しは不可。ただし、原本を複数枚発行することができない場合は、この限りでない。）

（5）その他規則で定める手続であって、この要領に定めのないものは知事が別に定める。

### （漁場利用調整結果の報告等）

第3 方針第7に規定する漁場利用調整結果の報告は、様式第5号により行うものとする。

2 方針第9に規定する管理漁協又は市町長の推薦は、様式第6号により行うものとする。

(漁業許可証)

第4 規則第24条第1項の規定による許可証の様式は様式第7号により定める。

2 前項の許可証は、申請が経由機関を通じてなされた場合は、経由機関を通じて申請者に交付する。

(資源管理の状況等の報告)

第5 許可を受けた者は、原則としてウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ支援システム(以下「トレサシステム」という。)への登録又は県水産情報管理システムへのデータ送信により、規則第21条で定める報告を知事に行わなければならない。ただし、許可を受けた者が、代理人を指定して報告を委任する旨の同意書(様式第8号)を知事に提出したときは、代理人が報告の内容を取りまとめて県に報告するものとする。

(漁協認定検量場について)

第6 規則第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可者(許可申請中を含む)が所属する漁業協同組合が認定検量場を設置しようとする場合、別記様式第9号、第11号及び第12号により県に申請し、認定を受けなければならない。

2 前項の申請は、以下の要件を全て満たさなければならない。

ア 当該漁業協同組合に所属する漁業者が、規則第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可者であること(又は、漁期開始時点で有効なうなぎ稚魚漁業許可を有していること)。

イ 一次流通事業者と暴力団排除条項を盛り込んだ集出荷契約が締結されていること。

ウ 指定された漁業協同組合の役職員又は組合員による検量立会いを行うこと。

エ ウの立会人について暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

オ 検量時に漁業許可者の本人確認を行うこと。

カ 県(内水面振興センターを含む)の調査に協力すること。

キ 原則としてトレサシステムへの登録又は県水産情報管理システムへのデータ送信による漁獲報告を行うこと。

ク 検量の方法について定めること。

3 認定の有効期間は5か月とする。

4 県は第1項の申請があった場合、その審査結果について申請者に通知するものとし、県は漁協認定検量場をホームページで公表する。

5 認定を受けた漁業協同組合は、申請内容に変更が生じた場合は、別記様式第10号により県に変更の申請をしなければならない。

6 当該漁業協同組合に所属する漁業許可者が少数である場合並びに員外者にあつては、別記様式第13号により隣接する漁業協同組合の承諾を得て、検量を依頼することができるものとする。

(認定の取消しについて)

第7 県は、第6により認定を受けた漁協が以下の要件のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

ア 申請の内容に虚偽があつたとき。

イ 第6第2項に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

附 則  
この要領は令和3年10月8日から施行する。

附 則  
この要領は令和4年11月2日から施行する。

附 則  
この要領は令和7年9月2日から施行する。